

現代市民社会における包摂と排除 —「市民／非市民」の境界をめぐる—

藤田 悟*

今日の日本社会において、格差・貧困の急激な拡大が見られ、それによって経済的・社会的に排除される人々が増大してきている。本稿では、このような社会状況を市民社会論の立場から、市民社会への包摂と排除という観点において捉え、その克服のための理論的課題を提示することを試みた。1章では、今日における「市民」像を3つの側面から明らかにすることによって、その裏面としての「非市民」の存在を浮き彫りにした。2章では、近代から現代への市民社会の構造転換によって、近代においては市民社会の外部へと排除されていた「非市民」が、現代においては市民社会の内部へと包摂され形式的には「市民」となるものの、経済的・社会的基盤の格差によって実質的には「非市民」的状況に追い込まれていること、今日増大しつつあるのはそのような人々であることを明らかにした。そして3章では、このような「市民／非市民」の分断と排除の克服という問題に対し、市民社会論に課される理論的課題とは何かについて、またそれは市民社会論に対しある種のパラダイム転換を迫るものになるだろうことについても論じた。

キーワード：新自由主義、形式的市民、実質的非市民、富と教養、経済的・社会的基盤

目次

はじめに

1. 「市民」をめぐる諸問題

(1) 今日における「市民」像

(2) 「市民」についての3つの問題

2. 市民社会における包摂と排除

(1) 近代市民社会における「市民」と「非市民」

(2) 現代市民社会における「形式的市民」＝「実質的非市民」

3. 市民社会論のパラダイム転換

(1) 「非市民」の存在が提起するもの

(2) 「市民／非市民」の克服に向けて

おわりに

はじめに

今日、グローバリゼーションの進行とそれに伴う世界的規模での新自由主義の席捲により、国際間および一国内においても急激に格差・貧困が拡大しつつあり、また、それと並行して先進諸国において排外的ナショナリズムが高揚しつつある。日本においても特に90年代以降、格差・貧困が急速に拡大しつつあるとともに、「自己責任」論の流行や「構造改革」による各種社会保障制度の改悪が行われるといった状況が見られる。さらには、新自由主義勢力を中心として憲法9条・25条などを主な標的とした改憲

* 立命館大学大学院社会学研究科研究生

論が台頭しつつある。こうした日本社会の状況は、格差・貧困の拡大を推進し、また正当化するための、自由・自立・平等等々の近代における基本的諸価値の改変、および生存権等の基本的人権の実質的な掘り崩しが、経済的・政治的支配層により進行中であることを示している。ここ数年相次いで起こっている生活保護の受給打ち切りや申請拒否による餓死事件¹⁾や、2007年3月29日に大阪市によって行なわれた、2000人以上もの日雇い労働者や野宿生活者の住民票の職権消除問題²⁾などは、こうした動向を端的に表していると言えよう。

では、このような今日の日本社会の動向は、市民社会論の立場からどのように捉えることができるのか。また、なぜ市民社会論において問題化しなければならないのだろうか。

まず前者について言えば、格差・貧困の拡大とその推進・正当化とは、「市民」としての社会的・経済的な存立基盤の掘り崩しであるとともに、そうした基盤を奪われた人々（＝非市民）の市民社会からの排除であり、またそのような排除を強要し正当化するための「市民」像の改変ないし狭小化の企てとして捉えることができる。その意味において、「市民」概念およびそれに伴う自由・自立・平等といった諸価値が、経済的・政治的支配層と民主主義的対抗勢力との間の思想闘争において、重要な争点となっていると言えよう。

そして、後者について答えるためには、今日における格差・貧困の拡大によって大量に生み出されつつある「非市民」的状况に追い込まれる人々、彼らの存在が提起しているのが、「市民」としての生活・行動様式を支える社会的・経済的基盤の有無、すなわち「富と教養」の有無による、市民社会への包摂と排除、という市

民社会論における古くて新しい問題である、ということ想起する必要がある。すなわち、今日における格差・貧困の拡大とそれに伴う「非市民」の市民社会からの排除という問題状況は、近代市民社会から現代市民社会への移行のなかで潜在化していった、「市民／非市民」の境界という市民社会論に本質的な争点を再び顕在化させたことと捉えるべきなのである。言い換えれば、今日における格差・貧困の拡大が示す、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除という問題は、日本、欧米あるいはその他の諸国を問わず、現代市民社会に内在する構造的な問題として捉えるべきなのである。したがって、冒頭に述べたような今日の社会状況は、市民社会論にとって避けては通れない（にもかかわらず長きに渡って等閑視してきた）問い、「市民／非市民」とは何かという問題を現代市民社会論に対し突きつけていると言えよう。

では、今日「新しい市民社会論」と言われる種々の現代市民社会論は、また戦後日本において独自の発展を遂げてきた市民社会論は、この問題に対し十分応えられているだろうか。あるいは正面から取り組んでいると言えるだろうか。残念ながら、この問いに対する答えは否定的なものにならざるを得ない。今日の新自由主義的諸施策や問題状況に対し、市民社会論は明確な対抗軸を打ち出せておらず、逆に新自由主義的言説に取り込まれつつある状況すら一部では見られる。

したがって、今日において市民社会論に課される課題は二重のものとなる。すなわち、第一に、なぜ市民社会論が新自由主義イデオロギーに対する有効な対抗勢力たりえていないのか、言い換えれば、何が格差・貧困問題（「市民／非市民」の境界）を正面から取り上げ、理論化

することを妨げてきたのか、の批判的分析であり、第二に、そのうえで、あらためて「市民／非市民」とは何かという問いに答えるとともに、「市民／非市民」の包摂と排除という問題を市民社会論のなかに理論的に位置づけることである。

以下、第一章において、今日において「市民」とは何を意味するのか、について、3つの側面（理念的・規範的側面、権利主体としての側面、社会的・経済的基盤の有無）から整理するとともに、その裏面としての「非市民」の存在とその問題性について考察する。そして、第二章において、「富と教養」の有無による「市民」と「非市民」の区別（「非市民」の排除）がすでに否定されたはずの現代市民社会において、なぜ再びこうした問題が争点として浮上してくるのか、その原因と背景について、近代から現代にかけての市民社会の構造転換を追うことによって整理する。最後に、第三章において、現代における「非市民」の存在が市民社会論に対しいかなる課題を提起しているのかを整理し、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除の問題の再定式化を試みる。以上の検討を通じて、今日の格差・貧困・排除の問題に理論的に対応しうる現代市民社会論の構築に向けた理論的課題を明らかにしたい。

1. 「市民」をめぐる諸問題

(1) 今日における「市民」像

今日において、「市民」とはいったい何を意味しているのだろうか。市民社会と同様「市民」もまた歴史的に非常に多義的な概念であり一義的に定義することは難しいが、ここでは、近現代の市民社会論を参照しつつ、今日の社会

状況に即した形で、今日における「市民」の3つの側面を確認しておきたい。

まず第一に、①自立・自律した個人（自主独立）、積極的な社会参加（自発性・能動性）、民主主義的諸価値の承認・共有（公共性）、等々のような、個人の主体的条件にかかわる規範的・理念的な側面である。これは今日一般に広く流通している「市民」イメージであり、戦後日本の市民社会論が要請し彫託してきた「市民」像である。いくつか例示するならば、丸山眞男による「市民という実体はないんです」。「市民とは街頭市民とか何とか言う実体的なんじゃなくて、日本じゃ組織労働者が他の国民と共有している民主主義の担い手という側面をいうのです」[丸山 1961: 207]という発言や、松下圭一による「一般的にいて、市民を私的・公的自治活動をなしうる自発的人間型と位置づけることができるであろう。市民は、現在、地中海の古代都市国家ついでヨーロッパの中世自由都市の市民、欧米近代における資本主義的市民階級というような歴史の実体としてではなく、むしろ民主主義の前提をなす個人の政治的資質すなわち『市民性』というエートスとして理解すべきである」[松下 1969: 213]という定義が挙げられるだろう。また、近年においても、「新しい市民社会論」の立場に立つ山口定は、「『市民』とは、『自立した人間同士がお互いに自由・平等・公正な関係に立って公共社会を構成し、自治をその社会の運営の基本とすることを目指す自発的人間型』」[山口 2004: 9]である、と述べている。このような、実体としてではなく、きわめて理念的・規範的な「人間型」としての市民像は、戦後日本における近代化と民主主義化という課題に直面するなかで、西欧の「市民」概念を輸入しつつもそのような

近代的主体がいまだ日本には存在しない、という認識に基づいて、いわば理念的に純化される形で目標概念として形成されたものであり、今日においても日本の市民理解の主流をなすものであると言えよう。

そして次に、②種々の市民的権利（参政権、思想・良心・言論・集会・結社・信教・学問の自由等の自由権、生存権・教育権・勤労権等の社会権）の保持者という、権利主体としての側面が挙げられる。

これらは、ある特定の政治共同体の成員資格を持つことに依拠する諸権利³⁾であり、すなわち、実質的にはある特定の国民国家の成員という地位に付随し、またその限りにおいて保障される諸権利である。岡野八代が述べているように、「市民権とは、現在では出入国の自由・居住の自由、市民的 civil・社会的 social・政治的 political 権利といった各権利の総称であり、現在では国籍保有者である国民のみがそのすべての権利を享受する」[岡野 2003: 24] ののである。その意味において、この権利主体としての「市民」という側面は、国民国家の成員＝国民としての「市民」像であると言えよう⁴⁾。

以上の2つが、今日における「市民」像として一般に妥当性を持つと思われるが、ここでは、これらに加えてさらに第3の側面を提示しておきたい。すなわち、③「市民」的な諸価値や生活・行動様式を支える経済的・社会的基盤（財産・教養・文化・時間的余裕等々）の有無、である。この規定には、あるいは異論があるかもしれない。なぜなら、近代市民社会においては、このいわゆる「富と教養」規定によって「持たざる者」の市民社会への参入を制限する「排除の論理」が自明のこととして組み入れられていたが、今日においては、このような「富

と教養」の有無による市民社会からの排除は認められない、少なくとも正当性を持たないとされておき、近年の市民社会論においても「市民」規定に関してこの「富と教養」規定への言及は見られないからである。では、なぜ今あえてこの側面を①②に加えて取り上げ、問題化する必要があるのか。この問いには、3つの観点から答えることができるだろう。第一には、「富と教養」規定が形式的には廃棄されたはずの現代市民社会においても、実質的には「市民」の要件として今日まで機能し続けてきたことが挙げられる。第二に、にもかかわらず、民衆レベルにおける生活条件の全般的な向上、市民資格の国籍要件への一元化によって、「解決済」として市民社会論の視界から消えていった側面であるということである。そして第三に、何より、今日再びこの「富と教養」＝経済的・社会的基盤の格差の問題が顕在化するとともに拡大しつつあり、まさにこの問題が、今日の「市民」のあり方をめぐる重要な争点として浮上してきているからである。

(2) 「市民」についての3つの問題

以上のように、今日における「市民」が上記3つの側面によって構成されているならば、実際に「市民」である／ないということはいかなる問題をはらんでいるのだろうか。上記3つの側面に即して見ていくことにしたい。

まず、①個人の主体的条件にかかわる理念的・規範的な「市民」像が、近年の新自由主義イデオロギーに親和的な側面を（おそらくは戦後市民社会論者の意図に反して）持つことにより引き起こされる問題である。すなわち、自立や自発性等の近代的理念が、「(経済的) 自立」「自己責任」「強い個人」といった新自由主義的

言説に回収されてしまうことによって、経済的な弱者や、様々な理由により社会参加に困難や障害を抱える人々が、「自立・社会参加への意欲・能力に欠ける人々」とみなされ、「市民」として不適格な者＝「非市民」とされてしまうという問題が存在する。

また、②権利主体としての「市民」たる根拠が、特定の国民国家の成員資格のみであることによって、外国人労働者や移民・難民、特に日本においては「在日」の人々等、国民でないことによって「非市民」とされてしまう人々が存在するという問題がある。字義通りに考えるならば、国民でないということはたんに、「非国民」であることを意味するにすぎないはずである。なぜ国民でないということがイコール「非市民」であるということの意味してしまうのか。ここに示されているのは、『『シティズンであること』と同時に『ネイションであること』を意味してしまうシティズンシップの両義性』[岡野 2003:62]、すなわち、近代国民国家における「市民」と国民の事実上の同一視とそれがもたらす問題である⁵⁾。

そして、③経済的・社会的基盤の有無ないし格差によって、実質的に権利保障ないし権利行使ができない、あるいは市場や政治へのアクセスができない、またそれによって、「自立」や「自発的」な政治・社会参加といった市民的生活・行動様式が制限されてしまう人々が存在するという問題である。

これら3つの問題は、原理的には、それぞれ前節で述べた「市民」の3つの側面の裏側に潜在する問題であると言えよう。しかし、とはいってもこうした問題が問題として顕在化するかどうか、また顕在化するとしてもどのような形で顕在化してくるかは状況依存的であり、アプリ

オリに確定できるものではない。したがって、今日これらの問題が、なぜ・どのような形で顕在化してきているのか、があらためて検討されねばならない。そこで、以下これらの問題が今日どのような形で顕在化しているのかを簡単に整理したうえで、次章において、なぜこのような形で顕在化してきたのか、近代から現代にかけての市民社会の変容に即して考察することにした。

まず、①について今日特に問題となっているのが「自立」という価値であり、「自立した個人」＝「市民」という観念である。つまり、理想的・規範的な「市民」像が「自立」という価値をその中核に持つがゆえに、「自立できない者」「自立する意欲に欠ける（と判断される）者」が「非市民」として排除されてしまうという問題である。もちろん、「自立」という価値は、封建的な旧支配からの政治的・精神的解放という意味においては、西欧近代、また戦後日本においても歴史的に積極的な意義を持っていたことは確かであるし、今日においても、例えば青少年の発達・成長における主体性の獲得といった意味において、積極的な価値であり続けている。しかし、今日の新自由主義的言説において、「自立という日常用語が特定の政治的意図にもとづいて政策上の方向づけを行おうとしている」[中西 2007:181]と中西新太郎が述べているように、意図的に「自立」概念の改変が行なわれており、それに伴って「市民」像が矮小化されつつある。それはすなわち、「自立」の経済的側面への矮小化とその不当な肥大化（「自立」の経済的自立への収斂）であり、「自立」の個人化（人間存在の共同性・相互依存的な関係性からの分断）による自己責任原則の強要であり、そして平等や連帯といった他の近代

的諸価値から「自立」を切り離し優越させることによる「自立」の特権化である。このような「自立」概念の改変によって、今日では「自立」はもはや前節で述べたような近代主義的な理想や目標ではなく、他律的に強要されるものとなり、そして、「自立」できない人間を「市民」として不適格な者＝「非市民」として排除するとともに、そうした排除を正当化するイデオロギーへと転化してしまっていると言える。

次に、②の国民でないことによって「非市民」とされてしまうという問題は、今日のグローバル化のなかでの移民・難民、外国人労働者の増加によって、特にEU圏においては早くから深刻な問題として存在していたが、日本においても、「在日」の人々、また日系ブラジル人やペルー人、中国人等の外国人労働者の増加に伴い、近年大規模に顕在化しつつある。具体的には、外国人の（地方または国政への）参政権の問題であり、また特に日本においては、生活保護の受給権や義務教育をめぐる問題が今日大きな争点として存在している。

そして、③の経済的・社会的基盤の格差という問題は、所得格差の拡大や失業率の上昇による、ホームレスやワーキング・プア、またフリーターやニートの増大という形で、今日大規模に顕在化しつつある。そして、この経済的・社会的基盤の問題こそが、上述の①、②双方の問題の土台をなしていると言える。なぜなら、①の問題は、国民であることによって形式的には「市民」であっても、経済的・社会的基盤が掘り崩されることによって、実質的には「非市民」的状况に追い込まれてしまう人々が存在するという事態のイデオロギー的正当化をめぐる問題として捉えることができ、また②の問題についても、国民国家の成員資格を持たない、す

なわち「非国民」であることによって市民権や社会・福祉サービスの一部に制限が加えられ、「市民」としての十全なあり方を支える経済的・社会的基盤が保障されない人々が存在するという事態の正当性を問う問題として捉えられるからである。

このことは、もちろん「市民」をめぐる①、②の問題がすべて③に還元されるということの意味するわけではない。しかし、経済的・社会的基盤の有無ないし格差が①、②の問題の土台をなしているという事実を確認し、そこに焦点を合わせることによって、「市民／非市民」の境界をめぐる問題を、「国民・非国民」という国民国家論の枠組みにおいてではなく、また、理念的・規範的な「市民」論に還元させることなく、市民社会の構造において、とりわけ近代から現代にかけての市民社会の構造転換との関連から問題化することが可能になるのである。

2. 市民社会における包摂と排除

本章では、上述の問題をふまえ、③の経済的・社会的基盤の歴史的変容を軸としつつ①および②の問題がどのように派生してきたのかという観点から、近代から現代にかけての市民社会における包摂と排除の論理、言い換えれば「市民／非市民」の境界の変容について整理する。

(1)近代市民社会における「市民」と「非市民」

19世紀的な近代市民社会は、ブルジョア社会とも形容されるように、ブルジョアジーとプロレタリアートの分裂と前者による後者の支配に基づく階級社会でもあった。そして、このブルジョアジーとプロレタリアートの階級的分裂

が、そのまま「市民」と「非市民」の区別に対応していたのである。では、なぜブルジョアジーだけが「市民」たることができたのか。一言で言えば、「富と教養」の存在がその根拠であるが、その内実として以下の3点が挙げられるだろう。すなわち、私有財産という形での生活の経済的基盤と、それに基づく選挙権という政治的権利、そして政治的権利を活用し政治参加するための教養・言論空間・時間的余裕等々の社会的条件である。以上のような経済的・政治的・社会的基盤の存在が、ブルジョアジーが「市民」たりうる根拠であり、逆に、プロレタリアートはこれらを持ちえないがゆえに、「非市民」であったのである。また、このようなブルジョアジーとプロレタリアートにおける経済的・政治的・社会的基盤の有無ないし格差は、両者の生活世界そのものが構造的に分裂していることを示している。そしてこの分裂こそが、近代市民社会の構造的指標であり、「市民」と「非市民」の区別の基礎をなしているのである。したがって、近代から現代への市民社会の構造転換について論ずる前に、近代市民社会の構造をふまえたうえで、近代における「市民／非市民」の境界について整理しておかねばならない⁶⁾。

近代市民社会とは、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』において「市民社会こそが全歴史の真のかまどであり舞台である」[MEW3-36傍点引用者]と述べているように、経済的土台および文化的再生産の行なわれる社会的相互行為・諸関係の領域とを包括した重層的な構造を持つものであった。しかし、佐藤春吉が、マルクスにおいて「物質的文化的再生産の諸関係の総体（国家は除かれる）として想定された『市民社会』が、自立した経済的諸カテゴリーの体

系と、以余の周囲世界とにますます分離させられてゆくという事実」[佐藤 1987:544]を指摘しているように、物質的再生産の領域＝経済構造に立脚しつつもそれとは区別される文化的再生産の領域を析出することができる。そして、この文化的再生産領域が、狭義における〈市民社会〉であり、現代市民社会の原型をなすものなのである⁷⁾。しかし、この〈市民社会〉＝文化的再生産領域は、決して社会的・文化的な一体性が確保された単一の「社会」をなしているわけではない。上述のように、階級的に分裂した複数の生活世界の混交・対抗する領域なのである。すなわち、「プロレタリアートとその家族の『労働の世界』と、その成果を搾取し享受するブルジョアジーの『富と教養の世界』への『市民社会』の分裂」[佐藤 1987:547]である。そして、分裂したこれら2つの生活世界は、当然ながらその力関係において対等ではない。

まず、ブルジョアジーの「富と教養の世界」は、それ自体としては特権層による「上流一萬」の世界にすぎない。しかし、文字通りその物質的・時間的余裕と教養を背景に、ブルジョアジーは「市民」としての自覚と能力を獲得する。そして彼らの形成するブルジョアの文化・価値・利害—自由・平等・私的所有等—は、特殊階級利害を越えた普遍性と正当性を獲得し、〈市民社会〉全体の文化的再生産を担い代表することになる。すなわち、マルクスに従えば、「富と教養の世界」に生きるブルジョアジーは、独立した「人格的個人」として、「全世界の生産（精神的生産を含む）との実践的な関連の中におかれ」[MEW3-37]ており、そのような存在として、「市民」たりうるのである。

一方、プロレタリアートの「労働の世界」は、その名の通り経済構造に対しきわめて従属的位

置にある。そのなかで、過酷な労働によって「孤立化を日々再生産する諸関係の中で生きる諸個人」[MEW3-61]であるプロレタリアートは、ブルジョアジーのような物質的・時間的余裕、教養を持っていない。そのため、プロレタリアートは彼ら自身の「労働の世界」における生活態度や人生観等を越えた、普遍的な文化を獲得することができない。なぜならば、「個人の現実的な精神的豊かさがまったく彼の現実的な関連の豊かさに依存する」[MEW3-37]ことは明白であり、したがって、そのような経済的・政治的・社会的基盤を持たない彼らは、「世界」との「実践的な関連」および能力を持たざるものとして、「非市民」なのである。

すなわち、近代における〈市民社会〉は、構造的にはブルジョアジーの「富と教養の世界」とプロレタリアートの「労働の世界」の混交する領域であるが、実質的にはブルジョアジーによる独占領域として現象するのであり、プロレタリアートは事実上〈市民社会〉≡「富と教養の世界」から排除された存在なのである。

このように、近代市民社会における「市民」と「非市民」の区別は、たんに権利の有無や貧富の差を表すものではなく、階級構造に基づく「富と教養の世界」と「労働の世界」への〈市民社会〉の分裂による経済的・政治的・社会的基盤の格差、そして「富と教養の世界」の政治的・文化的ヘゲモニーの独占による「市民」たる「能力」の格差、を表す構造的かつ実体的なものであった。

しかし、19世紀から20世紀にかけて、市民社会の構造転換とともに「市民」と「非市民」の境界が変容しはじめる。

(2)現代市民社会における「形式的市民」＝「実質的非市民」

近代から現代への市民社会の構造転換と「市民／非市民」の境界の変容は、2つの側面から捉えることができる。

1つ目は、〈市民社会〉領域の拡大による「市民」の増大、という側面である。前節で確認したように、近代における〈市民社会〉は、実質的にブルジョアジーの「富と教養の世界」とほぼイコールであった。しかし、19世紀末ごろから、「資本蓄積と技術進歩によって、特に不熟練・半熟練労働者が量的に増大したため、彼らを含む労働者階級の社会的・政治的圧力が増大し」[後藤 2001:172]、それまで「労働の世界」に押し込められていた労働者階級が、「富と教養の世界」に参入しはじめたのである。すなわち、「非市民」であった労働者階級が「市民」たる地位を獲得し、〈市民社会〉内部の存在となることによって、〈市民社会〉が拡大していくのである。

男性への普通選挙権、労働組合の承認、労働者政党の成立、失業保険・健康保険等の社会保障制度、初等公教育の普及等が、その一般的指標として挙げられよう。やや具体化して言えば、まず普通選挙権の獲得により「公民」としての資格が与えられたこと、そして労働組合や労働者政党を通じた資本側との交渉、ないし政治社会へのアクセス回路を手に入れたこと、またリテラシー能力を身に付けたことによる新聞等のメディア、言論空間（公共領域）への部分的参加が可能になったこと等である。

依然として階級間の経済的・文化的格差は大きく、また女性はいまだ排除されたままではあったが、こうした過程を通じて徐々に階級横断的な共通の政治的・文化的領域が形成され、制

度的な保障が確立していったのである。ここに、近代市民社会における階級的に独占され閉ざされた〈市民社会〉とは異なる、拡大した〈市民社会〉、すなわち現代市民社会の成立を見ることができる。

2つ目は、国民国家による〈市民社会〉の包摂と「市民」の国民化、という側面である。近代において〈市民社会〉が階級的に分断されていた、という事情からわかるように、19世紀末までは、「国を超えた階級的同一性の感情が国民的同一性の感情を上まわること……ごく普通のこと」[後藤 1997: 41]であった。しかし、19世紀から20世紀にかけて、先進工業諸国が帝国主義化していくなかで、階級的分断を越えた国民的同一性の創出が必要とされるようになった。すなわち、「帝国主義戦争を遂行するための大規模な軍隊が形成できるためには、国家に対する忠誠心と健康な身体、さらに命令が理解できるだけの言語能力と初歩的教養をもつ労働者と農民が大量に存在している必要があった」[後藤 1997: 40]のである。こうした要請から（もちろん上述のように労働者階級の激しい運動の成果を無視することはできないが）、普通選挙権や各種社会保障制度、初等公教育等の広範な社会改革が進行していったのである。

そして、その結果として以下の変化が生じた。すなわち、第一に、それまで一国内の階級的分断を前提としつつも、国を越えて存在した階級的連帯が弱まり、〈市民社会〉が国民国家内部に包摂されたこと、第二に、「市民」たる資格が、ある一定の財産や教養といった複数の実質的規定から、国民国家の成員という単一の形式的規定へと移行し、それまで「非市民」であったプロレタリアートその他の階級も、国民となることによって「市民」としての権利を獲得

することになったことである。これらの変化について、性急に肯定的ないし否定的な評価を下すことは避けねばならないが、少なくともここにおいて、近代市民社会において「市民／非市民」の境界であった「富と教養」は、政治的には無効化され（ある程度までは経済的にも緩和され）、「富と教養」の有無による市民社会からの排除という「富と教養」規定は、現代市民社会においては廃棄されることになったのである。

もちろん、こうした政治体制や社会形態の変容による市民社会の構造転換は、重化学工業化と技術革新、植民地政策による市場の拡張などの経済構造の変容を基礎とし、また、アジア・アフリカ等の植民地への、包摂と排除の問題の国際的な転移を前提としていたことは明らかである。しかし、少なくとも先進諸国においては、経済的・政治的・社会的基盤の階級間格差の一定の緩和、〈市民社会〉の拡大、また「富と教養」規定の政治的無効化によって、現代市民社会において包摂と排除の問題は、表面的には消え去ったかのように見えた。なぜなら、上記の理由によって、近代のようなはっきりと目に見える形での市民社会からの排除は（外国人や一部の法秩序の外にいる者を除いて）存在しなくなったからである。しかし、当然ながら、「富と教養」の政治的無効化が、現実に存在する「富と教養」の格差を解消したわけではない。また同時に、〈市民社会〉の拡大は、階級間の格差・矛盾およびそれらをめぐる闘争が、市民社会の内部対外部という形ではなく、市民社会の内部へとその場を移したということを意味してもいたのである。

したがって、現代市民社会において、包摂と排除の問題は姿を消したわけではなく、以下の

ように近代市民社会とは異なる形をとって再び現象する。すなわち、近代におけるような市民社会の外部への「非市民」の排除としてではなく、市民社会内部における経済的・社会的弱者の実質的排除ないし周辺化として、言い換えれば、「形式的市民」＝「実質的非市民」（法的には「市民」たる地位・権利を有しているが、経済的・社会的には「非市民」的立場にある人々）の市民社会の下層への抑圧と排除の問題として立ち現れてくるのである。

こうした、経済的・社会的弱者の市民社会への形式的包摂と実質的排除という問題は、現代市民社会成立時から存在する潜在的問題であった。にもかかわらず、持続的な国民経済の成長と生活条件の全般的向上、女性や外国人労働者等のマイノリティに対する権利付与の進展、各種社会保障制度の発達等により、20世紀末まではこの問題が大規模に顕在化することはなかった。しかし、高度経済成長が終焉をむかえ、福祉国家システムの行き詰まりと新自由主義的構造改革による急速な格差・貧困の拡大により、ヨーロッパにおいては80年代以降、日本においては90年代以降、形式的包摂と実質的排除の問題が大規模に噴出しつつある。特に日本においては、リストラや有期雇用の増大、社会保障制度の解体や福祉サービスの「市場化」等により、政治社会ないし市場へのアクセス回路・能力・教養の剥奪、適切な医療・福祉・社会保障からの排除、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」水準の維持の困難を抱える人々が急速に増大しているのである。こうした人々は、国民であることにより市民的諸権利を保障されているという意味で、形式的には「市民」であっても、実質的には「非市民」的状况に追い込まれていると言わざるをえない⁸⁾。

ここで重要なのは、現代市民社会においては、「市民」たるための基盤＝「富と教養」もまた、近代市民社会における「富と教養」からは、その内実が拡大・変容しているということである。まず、近代市民社会における「富」とは端的に私有財産を意味するものであったが、今日「市民」としての基盤をなす「富」とは、様々な社会保障や医療・福祉サービス、各種インフラや住環境、さらには地域や職場における人間関係やコミュニティ等の社会的「つながり」をも含むものであり、決して私有財産のみに還元できるものではない。また、「教養」についても、今日では読み書き等の基本的な言語能力が問題とされることはほとんどない。むしろ複雑化した市場や社会保障等へのアクセス方法や、多種多様なメディアから発信される大量の情報に対するリテラシー能力、また人間関係構築の能力なども、今日における「教養」の内実には含まれるだろう。すなわち、現代市民社会における「富と教養」とは、近代におけるそれよりもはるかに多様な内実を持った「経済的・社会的基盤」として捉えられねばならず、したがってまた、「実質的非市民」とはたんに「富と教養」を「持たざる者」としてではなく、「市民」として保障されるべき経済的・社会的基盤を「奪われた者」として立ち現れてくるのである。

加えて重要なのは、こうした現代市民社会における「実質的非市民」の排除は、近代のように彼らが端的に「非市民」＝市民社会「外」の存在であることによって正当化されるわけではない、ということである。むしろ、前章で述べたように、新自由主義的に改変された「自立」、「自己責任」といった「市民」としての形式の強要により、上述の「非市民」的状况は、「市民」としての能力の欠如、失敗の結果として甘んじ

て忍苦すべきものとみなされる。すなわち、現代市民社会における実質的排除は、まさに排除される側が形式的には「市民」であることを根拠として、正当化されるのである。

以上のように、現代市民社会の成立時から潜在していた経済的・社会的弱者の形式的包摂と実質的排除という問題は、20世紀末までは、持続的な経済成長に基づく福祉国家による「非市民」の包摂の漸次的進展という市民社会の「拡大」局面の継続によって、その顕在化を抑えられてきた。しかし、今日、高度経済成長の終焉による福祉国家システムの行き詰まりと新自由主義的グローバリズムの進展によって「市民」たるための経済的・社会的基盤の掘り崩しが進行し、市民社会が実質的な「収縮」局面へと転換しつつあるなかで、大規模に顕在化しつつあると言えよう。

では、現代市民社会において今日再び拡大しつつある「市民／非市民」の包摂と排除という問題は、市民社会論対しいかなる理論的課題を提起しているのだろうか。

3. 市民社会論のパラダイム転換

これまで、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除という問題について、今日における「市民」像とその裏面としての「非市民」の存在を手がかりとして、近代から現代にかけての市民社会の構造転換の過程を考察することによって、「市民／非市民」の包摂と排除の論理の変容を概観してきた。その結果、「市民／非市民」の境界は、「市民」たるための経済的・社会的基盤の有無とその内実に基づいていること、また今日における「非市民」は形式的には「市民」という外観をまとうというこ

と、したがって現代市民社会における包摂と排除は、近代のような「富と教養」の有無による市民社会の「外部」への排除としてではなく、市民社会の「内部」における経済的・社会的基盤の格差による「形式的市民」＝「実質的非市民」の抑圧・排除という形に変容することが明らかとなった。さらに、20世紀末までは市民社会の「拡大」局面の継続により顕在化を抑えられてきた「実質的非市民」の排除が、今日、市民社会の「収縮」局面へと転換したことにより、大規模に顕在化しつつあるということを確認してきた。

以上をふまえたうえで、本章では、今日における「非市民」の存在が提起している問題について整理・検討することによって、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除という問題が市民社会論対しいかなる理論的課題を提起しているのかを明らかにし、現代市民社会論が取り組むべき課題と理論的再構築の方向性を提示したいと思う。

(1) 「非市民」の存在が提起するもの

では、今日「非市民」の存在が提起している問題とは何か。それは、「市民」という存在様式を支える経済的・社会的基盤（財産、教養、政治的・文化的帰属、政治・社会制度・市場へのアクセス回路・能力 etc.）の有無ないし格差の問題であり、それによって引き起こされる「市民」の形式と実質の乖離の問題である。もちろん、近代以前においても、経済的・社会的基盤の問題は「市民／非市民」の境界をめぐる決定的な問題であった。しかし、今日においてこの問題が持つ重要性は、近代以前におけるそれとは意味が異なる。

なぜなら、第一に、近代から現代への市民社

会の構造転換によって、現代市民社会においては、経済的・社会的基盤の有無ないし格差から「市民」たちは政治的に「解放」され、万人が市民社会の成員として形式的には「市民」としての地位と権利を有しているのである。そしてこの意味において、経済的・社会的基盤の有無ないし格差は、「市民／非市民」の構造的・実体的分裂の指標としてではなく、「市民」の形式と実質の乖離の問題となっているからである。そして第二に、現代市民社会における経済的・社会的基盤の内実もまた、前章で述べたように近代市民社会における「富と教養」とは大きく変容しているのであり、「市民」の形式と実質の乖離の問題は、たんに経済的格差だけにその原因があるのではなく（もちろん経済的格差が中心の問題ではあるが）、経済的・社会的基盤の多様な内実をいかに捉えるかにかかっているのである。

さらに、今日における「非市民」の急速な増大が提起しているのは、上記のような近代から現代への構造転換に由来する問題だけではない。なぜなら、すでに述べたように、現代市民社会における形式的包摂と実質的排除の問題は、現代市民社会成立時からの潜在的問題であったにもかかわらず、それが大規模に顕在化してきたのは、1980年代以降のことだからである。すなわち、今日における「非市民」の存在は、現代市民社会において、持続的な経済成長に基づく福祉国家による「非市民」の包摂の漸次的進展という、市民社会の「拡大」局面から、高度経済成長の終焉による福祉国家システムの行き詰まりと新自由主義的グローバリズムの進展によって、市民社会の実質的な「収縮」局面へと転換しつつあるという社会変動を意味しているものである。そして、今日の市民社会の

「収縮」局面において、経済的・政治的支配層による経済的・社会的基盤の掘り崩しと「市民」像とそれを支える近代的諸価値の改変が進行していることもすでに述べたとおりである。

しかし、これまでの市民社会論は、経済的・社会的基盤の問題、すなわち今日において「市民」たるための経済的・社会的基盤の具体的内実とは何か、またそれは近代における「富と教養」とは何が異なるのか、そして主体形成と経済的・社会的基盤との関連、といった今日における「非市民」が提起している諸問題に正面から取り組んではこなかった。そしてその原因は、戦後日本の市民社会論と「新しい市民社会論」に共通する、構造的観点の欠如という問題であり、また特に、近代から現代への市民社会の構造転換を捉える理論的枠組みの欠如にあったと言えよう。

なぜなら、本稿で明らかにしてきたように、「市民／非市民」の境界を定めるのは、構造的に規定された主体形成の諸条件の有無、すなわち経済的・社会的基盤の有無である。しかし、こうした構造的観点の欠如によって、経済的・社会的基盤の問題、すなわち構造と主体形成との関連という問題は視界から消え、「市民／非市民」の境界の問題は、容易に主体性論へとすりかわってしまう。そのため、現代市民社会論が彫琢してきた「市民」像はきわめて理念的・規範的な、いわば「形式的」なものとなり、そこに要請される自由・自立・平等といった諸価値も、そうした諸価値を支える経済的・社会的基盤との関連を問われることなく、個人の主体的条件のレベルにおいてのみ理解されることになったと言えよう。

また、同様に近代から現代への構造転換を捉える理論的枠組みの欠如によって、経済的・社

会的基盤の現代的変容、すなわち主体形成の諸条件の現代的変容という問題と同時に、今日における「市民」像を構成する上述の近代的諸価値の批判的問い直しという課題もまた、市民社会論において見落とされてきたと言えよう。すなわち、自由・自立・平等といった近代的諸価値それ自体が、新自由主義イデオロギーに対し親和的な側面を持つという矛盾を内包したものであったにもかかわらず、これらの近代的諸価値とそれに基づく「市民」像の過度の規範化、理念化によって、現代市民社会における「市民」の形式と実質の乖離という問題が見過ごされてきたのではないか、ということである。そしてまた、こうした「市民」の主体的条件を形成する近代的諸価値に対する無批判的態度が、今日の市民社会の「収縮」局面において、新自由主義的に狭小化された自由・自立・自己責任といった諸価値に基づく孤立した「市民」像に対し、今日の市民社会論が有効な批判をなしていないことのひとつの要因ではないだろうか。

したがって、今日における「非市民」の存在、すなわち現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除の問題が市民社会論に対し提起している理論的課題とは、近代から現代への市民社会の構造転換による「市民」たるための経済的・社会的基盤の変容、および現代市民社会における市民社会の「拡大」から「収縮」局面への転換による経済的・社会的基盤の掘り崩しと「市民」像の改変に対する理論的対応にあると言えよう。端的に言い換えれば、近代から現代への構造転換および現代における市民社会の「拡大」と「収縮」という二重の構造変動を捉えうる理論枠組みを組み入れた現代市民社会論の再構築、という課題である。

そして、こうした構造的観点を組み入れた現代市民社会論の再構築という理論的課題の遂行は、市民社会論にある種のパラダイム転換を迫るものとなろう。なぜなら、構造的観点を組み入れた現代市民社会論の再構築とは、近代から現代への市民社会の構造転換、および現代市民社会の「拡大」と「収縮」という両局面を捉えうる理論枠組みとともに、そうした構造変動による主体形成の諸条件の変容を捉える論理を持つものでなければならないが、同時に、今日新自由主義的に改変されつつある、これまでの市民社会論における「市民」像とそれを支える近代的諸価値、および掘り崩されつつある経済的・社会的基盤の批判的再検討・再構築という理論的实践が要求されるからである。すなわち、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除という問題は、市民社会論に対し、これまで市民社会論が依拠してきた「市民」を支える近代的諸価値と経済的・社会的基盤の批判的再構築という理論的实践を要求しているのであり、この意味において、現代市民社会論は、市民社会論のパラダイム転換ともいえる理論的内容を持つことになるのである。

(2) 「市民／非市民」の克服に向けて

以上のように、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除の問題が市民社会論に対しいかなる理論的課題を提起しているか、またそれによって現代市民社会論はいかなる理論構造を持つことになるのか、について明らかにしてきた。しかし、このような構造論としての現代市民社会論の理論枠組みの再構築という理論的課題の導出は、今日における「市民／非市民」の分断と「非市民」の排除という問題状況の克服という実践的課題をその背景としてなさ

れたものである。したがって、以下本稿の主題を若干踏み越えることにはなるが、上述の問題状況を克服するための実践的課題を整理することによって、現代市民社会における「市民／非市民」の包摂と排除の問題が提起している理論的課題の内実を具体化することを試みたいと思う。

ここで、あらためて確認しておく、今日における格差・貧困の拡大＝「実質的非市民」の増大とは、現代市民社会が「収縮」局面へと転換するなかで、新自由主義的諸政策によって、「市民」たるための経済的・社会的基盤を掘り崩し、「市民」を実質的に経済的中・上層に限定し市民社会を縮小させるとともに、経済的下層・社会的マイノリティに対しては「市民」としての形式を強要することで市民社会から実質的に排除し、さらにそれを新自由主義的ないしナショナルな言説によってイデオロギー的に正当化することによって行われていると言える。

このような問題状況をふまえ、あらためて今市民社会論に突きつけられている問いを述べるならば、次のようになるだろう。現代市民社会が種々の不平等・抑圧・排除をはらむ領域であることを認めたくえて、なお市民社会（および市民社会において形成されてきた普遍的諸価値）を放棄すべきでないとするならば⁹⁾、「市民／非市民」の分断と「非市民」の排除という問題の克服はいかにして可能か¹⁰⁾。言い換えるならば、このような状況下で、新自由主義勢力に対抗し、「収縮」しつつある市民社会を再び「拡大」させるための課題とは何であるか。

それは、第一に、新自由主義イデオロギーに対抗しうる「市民」概念およびそれに伴う自由・自立・平等・連帯等の近代的諸価値の批判的再構築であり、第二に、今日において「市民」

であるための経済的・社会的基盤の内実を問うとともにその保障を実現する戦略の構築であろう。そして、これらの課題の遂行を通じた市民社会の「拡大」とは、今日において形式的には「市民」であるにもかかわらずその実質を奪われている人々＝「実質的非市民」が、「市民」としての実質を取り戻していく、いわば「包摂の論理」の構築であるとも言えよう。

ただし、「包摂の論理」と言うとき、それが旧来の福祉国家システムによる「救済」や競争的市場への動員による既存秩序への囲い込みを意味するものであってはならないだろう。なぜなら、こうした既存の秩序、システム自体が、経済的・社会的基盤の格差と、「市民」の形式と実質の乖離を生み出す動因となっているからであるが、さらにそれだけではなく、こうした「上からの包摂」は、「非市民」に対し、救済に値するか否か、労働力商品として価値があるか否かを選別する権力的なまなごしを注ぐことによって、「市民／非市民」の境界をより厳密にし、強化する恐れがあるからである。したがって、「包摂の論理」とは、何よりもまず、「非市民」の側の抵抗と連帯の論理として捉えられねばならない。すなわち、「非市民」にとって、彼らが実質的に「市民」たりうるために必要な経済的・社会的基盤の要求として、また、「市民／非市民」間あるいは「非市民」同士の分断を克服するための連帯の論理の構築・普遍化によって市民社会全体を包摂していくような、いわば「下からの包摂」として問題にされねばならないのである。

したがってまた、これらの課題の遂行は、既存の市民社会のたんなる「拡大」を意味するものではないし、またそうであってはならない。なぜなら、エレン・ウッドが指摘しているよう

に、現代市民社会の内部には「家族やジェンダー諸関係や職場における抑圧、人種主義的態度、同性愛嫌悪等々」の様々な抑圧が存在しているにもかかわらず、多くの現代市民社会論においては、「これらの抑圧は市民社会にとって構成的なものとしてではなく、市民社会における機能不全として扱われている」[Wood 1995=1999:354]。しかし、本稿でも述べてきたように、市民社会は常に抑圧・排除される人々＝「非市民」の存在と、そうした排除を生み出す構造とをその内部に持つものであった。再びウッドの言葉を借りるならば、「搾取と支配の諸関係」は、「本質そのものとして、これ以上切り縮められようもなく市民社会を形成している」[Wood 1995=1999:355] のである。したがって、市民社会の「拡大」とは、こうした抑圧と排除の構造によって生み出される「非市民」一すでに述べたように今日における「非市民」は市民社会「内部」の存在である一を主体とした「民主主義的過程と解放的な運動」[Hirsch 1995=1998:57] による、現存の市民社会を構成する「搾取と支配の諸関係」およびそうした諸関係に基づく「市民」像の解体と再構築を意味するものと言えよう。

すなわち、「市民／非市民」の分断の克服という理論的・実践的課題の遂行は、「市民」たるための経済的・社会的基盤の内実を問うことによって「市民／非市民」の境界を可視化させるとともに、その基盤の保障・拡充によって、また「市民」概念とそれを支える近代的諸価値の批判的再検討によって、「市民／非市民」の境界を無効化していくプロセスでもある。このプロセスは、理論的にも実践的にも非常に多岐に、また長期に渡る困難なものとなるであろうし、その先がさらに市民社会の「揚棄」へとつ

ながっていくのかどうかは定かではない。しかし、少なくとも現代市民社会論が、今日における格差・貧困・排除の問題を自らの本質的な問題として捉え、引き受け応えていかねばならない以上、これらは避けては通れない課題であると言えよう。

おわりに

今日における急激な格差・貧困・排除の拡大という問題状況は、市民社会論においてどのように理論化することができるのか、また市民社会論に対しいかなる理論的課題を提起しているのか、を明らかにすることが、本稿における課題であった。こうした課題に基づき本稿では、まず、今日における「市民」像の3側面（理念的・規範的側面、権利主体としての側面、経済的・社会的基盤の有無）を検討することによって、その裏面としての「非市民」の存在とその問題性を明らかにした。また、近代から現代にかけての市民社会の構造転換により、近代においては「富と教養」の有無によって市民社会の内部と外部とに明確に分かたれていた「市民／非市民」の境界が、現代においては拡大した市民社会内部における経済的・社会的基盤の格差による「形式的市民」＝「実質的非市民」の抑圧・排除という形に変容すること、そして、20世紀末における市民社会の「拡大」局面から「収縮」局面への転換により、「実質的非市民」の排除が大規模に顕在化しつつあることを明らかにしてきた。さらに、現代市民社会における「市民／非市民」の分断、「形式的市民」＝「実質的非市民」の排除という問題の克服のために、これまで市民社会論が依拠してきた近代的諸価値、概念の批判的検討を伴う、市民社会を

構成する経済的・社会的基盤の再構築という課題が導き出された。

そして、以上の作業を通じて本稿が主張してきたことは、第一に、今日における格差・貧困・排除の拡大という問題こそ、現代市民社会論が取り組むべき本来的課題であるということ、そして第二に、市民社会論に構造分析の観点を導入することによって、経済的・社会的基盤の格差により抑圧・排除される経済的・社会的弱者の存在を「非市民」として析出し、概念化することが可能となるということ、さらに、格差・貧困・排除が生み出す「市民／非市民」の分断の克服に向かうためには、市民社会論のパラダイム転換が要求されている、ということであった。

ただし、本稿は今日における格差・貧困・排除の問題を、市民社会論の観点から捉えなおすことによって、これまで市民社会論が捉え切れなかった市民社会内部における「非市民」の存在を浮き彫りにするとともに、現代市民社会論が取り組むべき課題を明らかにすることを試みたものである。そのため、理論的課題の提示にとどまらざるをえず、また外国人労働者や「在日」等の国民-非国民をめぐるシティズンシップの問題やホームレスの強制排除などをめぐる人権問題等、包摂と排除の個別具体的状況については十分に論ずることができなかった。本稿で提示した理論的課題の遂行とともに、これら具体的諸問題との理論的・実践的連帯を今後の課題としたい。

註

- 1) 2005年、北九州市八幡東区で68歳の男性が孤独死、また2006年、北九州市門司区で56歳の男性が餓死した事件等。ともに生活保護申請を拒否され続けていた。詳細は竹下・吉永（2006）

を参照。

- 2) 2007年3月29日、大阪市が西成区の釜ヶ崎解放会館、NPO法人釜ヶ崎支援機構、ふるさとの家の3か所に登録されていた日雇い労働者や野宿生活者等2,088人の住民票を抹消した問題。詳細については熊野（2007）、および笹沼（2007）を参照。
- 3) ここで、政治共同体の成員資格と言われるものは、通常シティズンシップと呼ばれている。シティズンシップという語にはいまだ日本語の定訳が存在せず、「『市民性』や『市民権』他、さまざまな言葉」[岡野 2003：21]で訳されているが、T・H・マーシャルの定義によれば、「シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である」[Marshall 1992=1993: 37]。そして、「政治共同体の成員資格としてのシティズンシップは、権利、義務、参加、アイデンティティが組み合わされた東からなっている」[Delanty 2000=2004: 19]のであり、したがって「市民」は権利のみを受け取るわけではなく、同時に義務・参加・アイデンティティを一明示的であれ暗黙の内であれ一要求されているのである。
- 4) ただし岡野は、「市民権は、国民だけが享受するのではなく、外国人居住者であっても市民権の一部、つまり市民的権利や社会的権利だけでなく、時には地方参政権といった政治的権利の一部を享受している」点を指摘し、「外国人であっても市民であると言えるのではないか」[岡野 2003：24-5]と述べている。しかし、「国政への参政権」だけは今日でも決して外国人は享受しえず、この「国政への参政権」の有無が、「市民と国民を区別する契機」である、と述べている。またしかし、外国人または多くの国家における20世紀前半までの女性は、「国政への参政権」を持たないという理由により、十全な市民ではない者＝「二級市民」として扱われてきた、という事実も指摘している。ここで述べられている「二級市民」という語には、国民でないがゆえに市民権の一部が制限されている者＝外国人と、国民であっても十全な市民権を与えられていない者＝女性の両者が含まれている

- と言える。
- 5) このような国民としての「市民」像はT・H・マーシャルによって確立されたと言えるが、シティズンシップと国民国家のメンバーシップとの結び付きを批判的に問い直し、シティズンシップを国民国家から切り離す議論が、近年特にEU圏において活発に行われている。Delanty (2000=2004), Benhabib (2004=2006) 等。
 - 6) 以下、近代市民社会におけるブルジョアジーとプロレタリアートの関係構造とその変容についての詳細は、藤田 (2005) を参照。
 - 7) 本稿において、市民社会という語は、国民国家と市場経済とは区別される相対的自律性を持った固有の社会的諸関係の領域について、近代の時代区分を問わず一般的に呼称する場合に用いている。ただし、近代市民社会内部における同様の領域について記述する際には、概念上の混乱を防ぐため〈市民社会〉と表記することとする。
 - 8) しかし、冒頭で述べた日雇い労働者や野宿生活者の住民票抹消問題は、それによって雇用保険や国民健康保険等のサービス、さらには選挙権までも剥奪されることを意味している。これを「形式的包摂」と「実質的排除」の問題として捉えるのか、それとも「市民」としての「形式」すら剥奪されるという、さらに深刻なむき出しの排除が現出しつつあると捉えるべきなのか、という問題もあるが、まだ状況が流動的であるため、現時点ではその判断は留保することとし、ひとまず前者の文脈で捉え議論を進めることとする。
 - 9) 市民社会が自由・平等・民主主義等の普遍的諸価値を形成してきた領域であるにもかかわらず、不平等・抑圧・排除をはらむ領域でもあるという矛盾について、ヒルシュは次のように述べている。市民社会は、深刻な抑圧と不平等をはらみつつも「自由や民主主義の場」であり、逆に「民主主義的過程と解放的な運動」が成立する場でありつつも「資本主義的支配関係を安定化するための決定的な『接合剤』」である [Hirsch 1995=1998: 57]。また、近代市民社会についても、ハーバーマスが次のように述べている。近代市民社会において、フマニテート（「自由意志・愛の共同体・教養」）、平等、公開性といった理念が形成されたにもかかわらず、「非自立的男性と女性というふたつのカテゴリーに属す人びとが政治的な意見形成や意思形成へ平等に能動的な参加をすることは拒否されていた。だから、階級社会の諸条件のもとでは、市民的民主主義（ブルジョワデモクラシー）はその自己理解の本質的な前提と最初から矛盾していたのである」 [Habermas 1990=1994: ix]。
 - 10) この点に関して、以下のような市民社会論にとって根源的な問いを見ることも可能だろう。すなわち、「非市民」の存在は市民社会の存立のための不可避の前提であるのか？あるいは、「非市民」の排除は市民社会に内在する原理的な限界ではないのか？という問いである。確かに、これまでの市民社会の歴史を概観すれば、そこには常に市民社会から排除された「非市民」の存在を確認することができ、その限りでは「非市民」の排除は不可避であるように見える。しかし、現代市民社会における排除の状況に目を向けたとき、次の事実留意することがきわめて重要である。すなわち、今日における「非市民」の排除は、経済的・政治的支配層の圧力による「市民」たるための経済的・社会的な実質的基盤の掘り崩し、およびそのイデオロギー的正当化によって行われている、という事実であり、したがって、「非市民」の増大と排除は不可避の「自然現象」として現出しているわけではない、ということである。「市民」とは誰なのか、「市民」に必要な要件は何なのか、「市民」であるために必要な基盤とは何であるのか。「市民／非市民」の境界は、これらの論点をめぐる社会諸勢力間のヘゲモニー闘争の「結果」として定められるのであり、その境界は常に流動的なのである。すなわち、「非市民」の排除は市民社会にとって本質的な不可避の現象ではない。しかし、市民社会が常に政治的・経済的圧力・制約にさらされたヘゲモニー闘争の場である以上、「市民／非市民」の境界は争点として存在し続ける、と言えるだろう。

参考文献

- Benhabib, Seyla, 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, Cambridge: Cambridge University Press. (向山恭一訳, 2006, 『他者の権利—外国人・居留民・市民—』法政大学出版局)。
- Delanty, Gerard, 2000, *Citizenship in a Global Age: society, culture, politics*, Buckingham: Open University Press. (佐藤康行訳, 2004, 『グローバル時代のシティズンシップ—新しい社会理論の地平—』日本経済評論社)。
- Habermas, Jürgen, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main. (細谷貞雄・山田正行訳, 1994, 『公共性の構造転換』第二版, 未来社)。
- Harvey, David, 2005, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press. (渡辺治監訳, 2007, 『新自由主義—その歴史的展開と現在—』作品社)。
- Hirsch, Joachim, 1995, *Der Nationale Wettbewerbsstaat*, Berlin. (木原滋哉・中村健吾共訳, 1998, 『国民的競争国家—グローバル時代の国家とオルタナティブ—』ミネルヴァ書房)。
- , 2005, *Materialistische Staatstheorie*, VSA-Verlag, Hamburg. (表弘一郎・木原滋哉・中村健吾訳, 2007, 『国家・グローバル化・帝国主義』ミネルヴァ書房)。
- Marshall, T. H. & Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (岩崎信彦・中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト—』法律文化社)。
- Marx, Karl & Friedrich Engels, 1956f., *Karl Marx - Friedrich Engels Werke*, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin. (大内兵衛・細川嘉六監訳, 1959, 『マルクス=エンゲルス全集』大月書店)。
- Wood, Ellen Meiksins, 1995, *Democracy Against Capitalism: Renewing Historical Materialism*, Cambridge University Press. (石堂清倫監訳・森川辰文訳, 1999, 『民主主義対資本主義 史的唯物論の革新』論創社)。
- Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, SAGE Publications, London. (青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳, 2007, 『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異—』洛北出版)。
- ありむら潜, 2007, 『最下流ホームレス村から日本を見れば (居住福祉ブックレット12)』東信堂。
- 伊藤周平, 2007, 「社会保障改革による負担・自立の強制」『現代思想』第35巻11号: 177-191, 青土社。
- 岩田正美, 2007, 『現代の貧困—ワーキングプア/ホームレス/生活保護—』ちくま新書。
- 岡野八代, 2003, 『シティズンシップの政治学—国民・国家主義批判—』白澤社。
- 熊野勝之, 2007, 「住民票を奪われた路上生活者」『DAYS JAPAN』第4巻第6号: 38-43, デイズジャパン。
- 後藤道夫, 2001, 『収縮する日本型〈大衆社会〉—経済グローバリズムと国民の分裂—』旬報社。
- , 2006, 『戦後思想ヘゲモニーの終焉と新福祉国家構想』旬報社。
- 後藤道夫他, 2007, 『格差社会とたたかう—〈努力・チャンス・自立〉論批判—』青木書店。
- 笹沼弘志, 2007, 「『権利を持つ権利』と立憲主義の限界」『法学セミナー』第628号: 52-55, 日本評論社。
- , 2008, 『ホームレスと自立/排除—路上に〈幸福を夢見る権利〉はあるか—』大月書店。
- 佐藤春吉, 1987, 「〈市民社会〉概念の定立と現代社会論の構図」『一橋論叢』第97巻第4号: 537-56。
- 高島通敏編, 2003, 『現代市民政治論』世織書房。
- 竹下義樹・吉永純編著, 2006, 『死にたくない!—いま, 生活保護が生きるとき—』青木書店。
- 千葉真, 2001, 「市民社会論の現在」『思想』岩波書店, 5月: 1-3。
- 中西新太郎, 2007, 「『自立支援』とは何か—新自由主義社会政策と自立像・人間像—」後藤他 [2007], 177-216。

- 中村健吾, 1996, 「現代ドイツの『市民社会』論争—ハバーマス, グラムシ, ヒルシュ—」『経済学雑誌』第97巻第1号: 13-34, 大阪市立大学経済学会。
- 二宮厚美, 2007, 「格差に引き裂かれた日本社会」『日本の科学者』Vol.42: 60-65。
- 福原宏幸編著, 2007, 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社。
- 藤田悟, 2005, 「マルクス市民社会論における市民社会の構造と現代の変容」『立命館産業社会論集』第41巻第3号: 155-174, 立命館大学産業社会学会。
- 松下圭一, 1969, 『現代政治の条件 増補版』中央公論社。
- 丸山眞男, 1961, 「現代における革命の論理」井汲卓一他編, 『講座現代のイデオロギー 第一巻 日本のマルクス主義その1』三一書房, 189-235。
- 山口定, 2004, 『市民社会論—歴史的遺産と新展開—』有斐閣。
- 吉田傑俊, 2005, 『市民社会論—その理論と歴史—』大月書店。
- 渡辺治・後藤道夫編, 後藤道夫・伊藤正直, 1997, 『講座現代日本2 現代帝国主義と世界秩序の再編』大月書店。

Inclusion and Exclusion in Contemporary Civil Society: Concerning the Boundary between “Citizen” and “Non-Citizen”

FUJITA Satoru*

Abstract: In present Japanese society, there has been a rapid increase in the gap between rich and poor. This lower group is excluded from the economy and society. This paper discusses the various theories on civil society concerning the content society situation. To find ways to bridge the poverty gap and help this group re-integrate in society and the economy, I demonstrate a theoretical model. In Chapter 1, I present an analysis of today’s “citizens” using three analytical approaches. It defines existence of “non-citizens” as the hidden side. In Chapter 2, in modern society, the “non-citizen” has been pushed to the outside of civil society. In contemporary society, the “non-citizen” is excluded within civil society. This is due to structural transformation. Although they are “citizens” formally, they are driven into the situation of “non-citizens” substantially by the difference of the economic and social base. These groups of “non-citizens” are increasing at present. In Chapter 3, I discuss the theoretical division of there “citizen and non-citizen”. Finally, I will touch on the paradigm shift for theories on civil society.

Keywords: neo-liberalism, formal citizen, non-citizen (substantial non-citizen), wealth and culture, economic and social base

* Research Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University